

平成28年度 第18回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成28年12月16日（金） 午後3時から3時55分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 三王寺由道 | 次長兼任用課長 | 今岡誠一 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 牧田茂人 | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

議案第1号 人事委員会規則等の制定及び一部改正について（給与勧告等関係）

議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（両立支援関係）

報告第1号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の制定及び一部改正（給与勧告等関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則及び制定する定め of 名称

(1) 規則（いずれも一部改正）

- ① 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ② 管理職手当に関する規則
- ③ 初任給調整手当の支給に関する規則

(2) 定め（制定）

○平成28年改正給与条例附則第2項等の人事委員会が定める者について

2 改正等の概要

本委員会の職員の給与に関する勧告に基づく給料表の改定等を踏まえた改正等。

(1) 規則

- ① 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - ・ 給料表の改定を踏まえ、昇格時号給対応表を改定する。
 - ・ 育児休業の場合と同様、介護休暇の期間を勤務していたものとみなして復職時の号給決定ができるよう規定を整備する。
- ② 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ・ 給料表の改定に準じて手当月額を改定する。
- ③ 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - ・ 医師等に対する手当月額の限度額の引き上げを踏まえ、手当月額を改定する。

(2) 定め

- 平成28年改正給与条例附則第2項等の人事委員会が定める者について
 - ・ 改正給与条例の施行日時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員ではない者のうち、条例改正による給与差額追給の対象となる者（任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者）を規定する。（平成28年改正給与条例、改正管理職手当規則、改正初任給調整手当規則関係）

【任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者】

- ア 人事交流により、平成28年4月1日後施行日前に知事部局等（給与条例適用）を退職し、引き続き国・他の自治体等（給与条例適用外）に採用された者
- イ 平成28年4月1日後施行日前に知事部局等（給与条例適用）から引き続き企業局等（企業職員給与規程等適用）へ異動した者

3 施行日

2の(1)の規則の公布日

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正（両立支援関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- ② 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ③ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 定め

- ① 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ② 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ③ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ④ 職員の育児休業等制度の運用について
- ⑤ 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について
- ⑥ 臨時的任用職員の休暇について

2 改正の概要

民間労働法制等の改正を踏まえ、国に準じて介護休暇の分割取得の導入、介護時間の新設、介護に係る職員の時間外勤務の免除及び育児休暇の対象となる子の範囲の拡大等が行われることを踏まえた改正。

(1) 規則

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - ・ 勤勉手当の支給額の決定に係る期間率の算定に関し、介護時間の承認を受けて勤務しなかった時間の合計が30日未満の場合は当該期間を勤務期間から除算しない（勤務したものとみなす）こととする。育児部分休業及び子育て部分休暇の場合も同様の取扱いに改正する。
- ② 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 - ・ 介護休暇や介護時間の承認等に係る実施規定等の整備。
 - ・ 介護休暇等に関する祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃。
 - ・ 育児のためのフレックスタイム制や特別休暇等の対象となる子の範囲の拡大。

(2) 定め

- ① 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について
 - ・ 介護時間の承認を受け、昇給の勤務成績判定期間における要勤務日数の1/6以上について勤務しなかった場合でも、自動的に下位の昇給区分に決定されないようにする。介護休業又は育児休業で勤務しなかった場合についても同様の取扱いに改正する。
- ② 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について
 - ・ 介護休暇や介護時間等の請求等に係る所要の実施規定等を整備する。
- ③ 「県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について
 - ・ 同上
- ④ 「職員の育児休業等制度の運用について」の一部改正について
 - ・ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴う所要の規定の整備。
- ⑤ 「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について」の一部改正について
 - ・ 臨時的任用職員に付与する休暇に介護時間を加える。
- ⑥ 「臨時的任用職員の休暇について」の一部改正について
 - ・ 同上

3 施行（適用）日

平成29年1月1日（ただし、2の（2）の①の子育て部分休暇に係る部分については平成28年4月1日）

◇報告第1号

平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成29年1月11日（水）午前10時から開催することとした。